

## 富津市基幹相談支援センター設置要綱

## (設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。第3条及び第4条第6号において「法」という。）第77条の2第2項の規定に基づき、地域における相談支援の中核的な役割を担う、富津市基幹相談支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

## (名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
富津市基幹相談支援センター	富津市下飯野2443番地

## (実施主体等)

第3条 センターの実施主体は、富津市とする。ただし、法第77条の2第3項の規定により、業務の全部又は一部を次条に定める業務が適切に行われると認められる者に委託することができる。

## (業務)

第4条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 障がいの種別及び各種ニーズに対応できる総合的及び専門的な相談支援に関すること。
- (2) 相談支援事業者に対する指導及び助言並びに人材育成の支援等による地域の相談支援体制の強化の取組に関すること。
- (3) 障がい者支援施設、精神科病院等からの地域移行及び地域生活を支えるための地域定着の促進への取組に関すること。
- (4) 障がい者の権利擁護及び虐待の防止に関すること。
- (5) 富津市地域生活支援拠点事業実施要綱（令和3年富津市告示第〇号）第3条第2項第1号及び同条第3項に掲げる地域生活支援拠点の機能に関すること。
- (6) 法第77条第1項第3号の規定に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、業務に付随すること。

(職員の配置)

第5条 センターに相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等の資格を有する職員を3名以上置くものとする。

(守秘義務)

第6条 業務に従事する者は、職務上知り得た秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。